

30年後を見据えた加西市の「まちづくり」の展望

基軸を共生社会として将来都市像を立論した場合、5年計画及び10年計画において共生社会の分岐としての市民自治参画及び男女共同参画並びに多文化共生を総括的にどのように組み込んでいくのかを考えます。

『日本の市区町村別将来推計人口—平成17年～47年—』から加西市の人口環境の様相を総括的に描き出して見ますと、近未来の加西市は、4人に一人が75歳以上の高齢者という社会が姿を現してきます。少子高齢化が加速度的に進行することによって、社会の活力が低下し、沈滞が広がることは議論の余地がないでしょう。その結果、地域住民の社会的繋がりは希薄化し、社会の運営も難しさが増していくと思われまます。

先ず、その加速度的に進行する市勢の落ち込みにブレーキをかける意味合いから共生社会の枠組みを構想して地域住民の共通理解を得る作業にかかり、次いで、構想され地域住民の共通理解を得た枠組みを構築して、その枠組みにおいて社会の運営を実際に試行錯誤しながら微調整を行って定着させることを工程化することが求められるのではないのでしょうか。

共生は原則的には個体間の関係を指すものですが、相利共生、片利共生、寄与に定義されます。このコンセプトの定義からすれば、私たちが構想し構築しようとする社会の共生は相利共生、或いは義務的な共生と考えます。

このように共生コンセプトを固定したものの、「共生している」状態とは具体的にどのようなことなのかを説明することは必ずしも容易ではありません。そこで、私たちが構想する共生社会を実現するために、関係する地域住民の共通理解が必要ではないのでしょうか。内閣府が平成17年6月に『「共に生きる新たな結び合い」の提唱』と題して発表した報告書の中で、共生社会の道しるべとして目指すべき社会の姿—5つの視点—を挙げています。

- ① 各人がしっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ち得る社会
- ② 各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会
- ③ 年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされない社会
- ④ 支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加・貢献する社会
- ⑤ 多様なつながりと、様々な接触機会が豊富にみられる社会

市民自治参画には①と④の視点、男女共同参画には③と④の視点、多文化共生には②と⑤の視点を立論の始点に使えるような気がします。

ここで、自治参画課が所管する市民参画、男女共同参画、多文化共生のそれぞれの事務事業について、それぞれ5年計画及び10年計画への取り込みを考えてみましょう。

先ず、市民参画事業ですが、加西市に住む地域住民が自分たちの掛け替えのない郷土として帰属意識を持ち得る社会にしなければ、少子高齢化の加速度的な進行によって衰退していく加西市のまちづくりを自分の問題として受け止めるとは考えられません。それゆえ、加西市が地域住民にとり帰属意識を持ち得る社会であるための要件を整備することが行政の側に求められます。

帰属意識を持ちえる社会であるための要件ですが、市民参画の観点から同心円の外円と内円に区分して考察することが必要ではないかと思われま

す。外円は行政とは直接的には関連はないものの、地域住民が自分に対して、利益及び不利益をもたらす対象として、行政に関心を抱いてもらうための予備作業として生活者の側面から、イベントなども含めた地域の共同作業である自治会活動への参画意識の醸成を図る手立てです。内円は、納税者として自分のおさめた税金がどのように使われているのか、自分が行ってもらいたくない事業に使われていないかなどと云った、行政への参画意識の醸成を図る手立てです。

このように要件を区分すれば、手立てを具体的に考え、5年計画と10年計画に取り入れることが可能になるものと思われま

す。けれども、手立てを考え、計画する時に忘れてはならないことがあります。それは、先ず、地域社会は長い時間の営みの中で形成されてきたという事実は、地域社会の様々なルールは、頭の中の思考実験のように簡単に変えることはできないということでしょう。じっくり腰を据えて、多くの人の参加のもとで手立てを考えれば、共通理解が得られ、実行の段階で微調整はあるものの容易に事を進めることができるのではないのでしょうか。

以上のことを踏まえて、帰属意識を持ち得る社会であるための要件は、行政は地域住民に生活者として自治会活動と納税者として行政へのそれぞれの参画意識の醸成です。内容的には、自治会活動への参画意識については、地域住民が生活者として自治会活動とどのような繋がりがあるのか、具体的に自治会の組織、運営、活動などについて広報するとともに広聴を行い、自治会にフィー

ドバックするシステムを構成し、自治会が生活者に近づく活動をきめ細かに行って地域住民から不可欠な存在として認知されるように行政が積極的に仕向けることが肝要ではないでしょうか。また、行政への参画意識については、行政が納税者の目線に合わせた事業を行っているか納税者に理解してもらう手立てを考えるのが先決であり、理解が得られれば地域住民とともにまちづくりを進める機構を作り、そこでまちづくり事業を実際に地域住民と一緒に考えて、実行することではないでしょうか。またその時、地域に予算を措置することも踏まえて実行するべきでしょう。このように考えれば、行政が納税者の目線に立った事業を行っているか否かの判断をしてもらうためには、行政の行う業務について積極的に情報公開を行い、地域住民から行政への信頼を獲得することが最も大事な点であることは明らかです。

次いで、男女共同参画事業ですが、男女共同参画事業の法的整備の先駆けとなった「男女共同参画社会基本法」が1999年6月23日に制定されてから10年です。この基本法において、男女共同参画社会は、『男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、および文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会』と定義されています。また、基本理念は、男女が性別による差別的な取り扱いを受けないなど、男女の人権の尊重や家庭とそれ以外の活動の両立などとされています。

このように定義された男女参画社会実現の要件である基本理念は、男女が性別によって差別化されないことで男女の人権が尊重されることや、男女が家庭とそれ以外の活動の両立ができるように図られることなどを、具体的にどのような手立てをもって実現するかに掛かっていると言えます。ですから、この基本法では、男女が法的に同等に扱われていますが、この基本法の趣旨からいえば女性の側に力点が置かれていることは明らかです。それゆえ、この両者を成り立たせるためには、男性の側が家庭において女性の側が一方的に負っているとされる、育児、家事、介護と云った事柄を実際に見聞し、体験する機会を設け、女性の側の負荷を理解することが始点です。通過点として、この負荷が企業等における女性差別の遠因となっていることへの理解にも繋がり、終点として育児、家事、介護と云った家庭内労働の相互理解に基づく分担や企業等における女性差別の法的な排除となり、男女が性別によって差別化されないことや

家庭とそれ以外の活動の両立、ワーク・ライフ・バランスの環境整備が促進されることになるものと考えます。具体的な事業としては、妊娠した女性が出産や育児の知識を学ぶ「母親学級」に男性も参加して妊婦の感覚を疑似体験させたり、料理教室、介護教室、男性育児サロンを設けたり、企業等における女性の登用が部下のやる気を高め、部下からの評価も高いと云える JTB プロモーションが行った「女性の性別が部下のモチベーションに及ぼす影響の調査」や女性管理職が多い企業は業務成績が伸びていると云った調査結果などに基づいて企業紹介や企業訪問の機会設定などが5年計画や10年計画に取り上げられるのではないのでしょうか。

最後に、多文化共生事業ですが、この事業は近未来の加西市の市勢の衰退に歯止めをかける、一つの選択肢であると考えます。その理由は、一つは農業の振興、一つは介護の大規模事業化と云った新たな産業面での活路を拓く可能性を秘めているからです。まず、農業の振興ですが、農地を借りる規制を大幅に緩和する改正農地法が6月に成立したことも背景にあります。農地法の目的を所有者保護から農地の有効利用に転換し、借地期間の制限を20年から50年に延長するなどして企業の参入を促し、耕作放棄地の増大に歯止めをかけ、国内農業の活性化に繋ぐことを目指しています。また、農業を主な業務として、農地を所有できる「農業生産法人」に対する企業の出資を、企業の出資や販売網を生かす「農商工連携」を条件に50%未満に緩和しました。

次いで、介護の大規模事業化ですが、社会の高齢化によって需給ギャップが生まれて、そのギャップを埋めるために今後は外国の労働者に大きく頼らざるを得ない状況となることが見通されています。

農業であれ、介護事業であれ、近未来の加西市の人口環境を真に受け止めれば、減少する生産年齢人口の代替えとして、インドネシアやベトナムなど気質的に穏やかで対人関係に細やかな気配りをする、東南アジア諸国からの外国人労働者の受け入れ、また地域主体の対外経済交流を踏まえた外国人労働者の受け入れを、近未来のまちづくりの担い手として考える必要があります。その予備作業としても、5年間計画及び10年間計画の中に加西市に在住する外国市民との交流を通じて国際理解を推し進めるノウハウを地域住民が体得することのできる多文化共生事業を位置づける必要があります。